

足立区立大谷田小学校開かれた学校づくり協議会運営委員会

運 営 要 領

第1 目的

本運営委員会（以下「運営委員会」という）は、開かれた学校づくり協議会の中核として、また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「足立区学校運営協議会規則」に基づく学校運営協議会として、一定の権限と責任をもって学校運営に参画し、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことを目的とする。

第2 役割

運営委員会は、以下の役割を担う。

- 一 開かれた学校づくり協議会を円滑に運営する。
- 二 学校の運営に関して校長が作成する以下の基本的な方針について審議・承認する。
 - ①教育課程の編成に関すること
 - ②学校経営計画に関すること
 - ③組織編成に関すること
 - ④学校予算の編成・執行に関すること
 - ⑤施設管理・施設設備等の整備に関すること
- 三 次の事項について意見を申し出ることができる。
 - ①学校運営に関すること
 - ②教職員の採用その他の任用に関すること

第3 組織

運営委員会は、「足立区立大谷田小学校開かれた学校づくり協議会要綱」第6の2項の規定により選任された委員をもって構成し、協議会の会長が本会委員長となる。

第4 運営

運営委員会の運営は以下の通り行う。

- 一 運営委員会は、会長が招集する。
- 二 運営委員会は、委員総数の過半数の委員の出席により、会議を開くことができる。
- 三 運営委員会の議事は、総委員の3分の2以上により決議する。
- 四 会長が必要と認めたときは、関係者を会議に出席させることができる。
- 五 運営委員会は、年間6回程度の定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会を開催する。

2 会議録の作成

会長は、運営委員会の開催の場所、日時及びその内容について、会議録を作成するものとする。

3 事務局

運営委員会に関する事務は、開かれた学校づくり協議会の事務局が担当する。

4 運営経費

活動にかかる経費は、学校配布予算を充てる。

附 則 本運営要領は、平成25年2月1日から施行する。